

学校給食に関する規制

(学校給食法案 第9条第3項、第10条第1項)

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案 第7条)

(特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案 第6条)

● 主管課(課長名)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課(課長: 作花 文雄)

● 関係課(課長名)

● 施策目標及び達成目標

施策目標 2-5 健やかな体の育成

児童生徒の健やかな体をはぐくむため学校体育の充実や子どもの体力の向上を図るとともに、児童生徒が健康で安全な学校生活を送られるような条件整備及び生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を行う。

達成目標 2-5-3

児童生徒の食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、小・中学校における食育を推進する体制の整備を行う。

● 規制の概要

< 学校給食の衛生管理の改善措置 >

義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食に関する衛生状況を適切に管理するために、文部科学大臣が定める学校給食衛生管理基準に照らし、改善を図る必要があると認められる事項を発見したときは、遅滞なく必要な措置を講じ、又は当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、当該措置を講じるよう申し出るものとする。【規制強化】

※ なお、この規制については、夜間課程を置く高等学校及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に対しても適用する。

< 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化 >

栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識を身に付けること等ができるよう、集団的又は個別的に、学校給食を活用して、食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導の教育的な効果が適切に発揮されるよう、学校給食と関連付けつつ、当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画の作成を行うなどの措置を講ずるものとする。【規制強化】

● 規制の必要性

< 学校給食の衛生管理の改善措置 >

学校給食の衛生管理の徹底を図るためには、食中毒発生防止のための留意事項等を定めた学校給食衛生管理基準に基づいた定期検査を実施するとともに、その結果に基づいた事後措置を行うことが求められているが、現在、同基準に基づいた衛生管理が完全には実施されていない現状がある。

こうした現状を踏まえ、学校給食衛生管理の基準に照らし改善を図る必要のある事項が発見された場合に、校長又は共同調理場の管理者、義務教育諸学校の設置者といった関係者が果たすべき役割を新たに規定する必要がある。

『都道府県の調理施設における諸帳簿(※)の作成状況』

すべて整備している調理場数の割合 69.6%

一部整備している調理場数の割合 29.8%

いずれも整備していない調理場数の割合 0.5%

※ 調理従事者の個別の健康記録、作業工程表、作業動線図。いずれも「学校給食衛生管理の基準」において作成を求めているもの。(平成18年度 文部科学省調査)

< 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化 >

近年、食を取り巻く現状が大きく変化し、朝食欠食、孤食、偏食等の食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、伝統的な食文化の継承等の食に関する今日的な課題が生じている。

こうした課題に対応するため、平成17年6月に食育基本法が成立し、食に関する感謝の念や理解、伝統的な食文化への配慮等の食育に関する基本理念が規定され、学校における食育の推進、学校給食における地場産物の活用等が基本的施策として位置付けられたところであり、学校においても栄養教諭が高い専門性を生かし、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を実施することが必要である。

『児童生徒の朝食の実態』

＜朝食欠食率＞

「朝食をほとんど食べない」と回答した児童生徒の割合

平成12年度		
小学校	4.1%	中学校 5.2%
平成17年度		
小学校	3.5%	中学校 5.2%

＜朝食の摂取状況＞

「朝食をほとんど食べない」「食べない事がある」と回答した児童生徒を合わせた割合

平成12年度		
小学校	15.6%	中学校 19.9%
平成17年度		
小学校	14.7%	中学校 19.5%

(平成17年度 独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

●規制の便益分析

＜学校給食の衛生管理の改善措置＞

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：学校給食衛生管理基準に照らし衛生管理上適正を欠く事項があると認めた時は、その改善のための措置等が講じられることにより、学校給食における衛生管理の適正な実施が確保されることから、食中毒等の防止が図られる。

社会便益：食中毒等の防止が図られ、安全で安心な学校給食の維持改善が期待されることから、児童生徒の健やかな体の育成や、食に関する指導の適正な実施に資する。

【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

リスク：学校給食を原因とした食中毒。

『学校給食における食中毒発生報告状況』

	発生件数（件）	有症者数（人）	
平成15年度	5	649	
平成16年度	4	549	
平成17年度	4	382	
平成18年度	6	2,069	(文部科学省調べ)

＜栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化＞

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：学校給食を活用した食に関する指導を行う上で、その中核となる栄養教諭及び校長の役割が規定され、これが計画的に実施されることにより、当該義務教育諸学校における食に関する指導体制の整備が促され、これに伴う食に関する指導の充実が図られる。

社会便益：学校給食を活用した食に関する実践的な指導の充実を通じて、学校における食育の一層の推進が図られることにより、児童生徒の健やかな体の育成や、朝食欠食等の食習慣の乱れ、生活習慣病の増加、伝統的な食文化の継承といった食に関する今日的な課題の解決に資する。

【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

リスク：朝食欠食等の食習慣の乱れ、生活習慣病の増加、伝統的な食文化が継承されない等。

『肥満傾向児・痩身傾向児の出現割合』

●肥満傾向児

・昭和52年		・平成18年	
小学校1年生	2.6%	小学校1年生	5.3%
小学校6年生	6.5%	小学校6年生	10.9%
中学校3年生	4.9%	中学校3年生	10.2%

● 痩身傾向児

・ 昭和52年

小学校1年生 0.5%
小学校6年生 1.5%
中学校3年生 1.2%

・ 平成18年

小学校1年生 0.4%
小学校6年生 2.5%
中学校3年生 2.1%

(文部科学省 平成18年度学校保健統計調査)

● 規制の費用分析

＜学校給食の衛生管理の改善措置＞

【遵守費用】

本規定は、学校の設置者や校長が果たすべき役割を明確にすることで学校給食の衛生管理の徹底を図るものであって、各学校において新たな費用負担は発生しない。

【行政費用】

学校給食の衛生管理は、学校保健上、各学校に義務づけられているものである。今回の改正においては、各学校において実施している学校給食の衛生管理に関する取組みそのものを変えるものではないため、新たな行政費用が生じさせるものではない。

【社会的費用】

今回の措置は、新たな社会的費用を生じさせるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

＜栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化＞

【遵守費用】

本規定に基づいて実施される栄養教諭による計画的かつ実践的な指導については、学校教育法に規定されている栄養教諭の職務のうち学校給食におけるものを具体的に示すものであり、既に栄養教諭の職務として実施しているものであって、栄養教諭等に新たな費用負担は発生しない。

【行政費用】

今回の改正においては、各学校において実施している食に関する指導に関する取組みそのものを変えるものではないため、新たな行政費用が生じる性格のものではない。

【社会的費用】

今回の措置は、新たな社会的費用を生じさせる性格のものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

● 想定できる代替手段との比較考量

＜学校給食の衛生管理の改善措置＞

今回の改正は、学校の設置者や校長が果たすべき役割を明確にすることで学校給食の衛生管理の徹底を図るものである。なお、学校給食の衛生管理は、既に学校保健法上、各学校に義務づけられている。

代替手段としては、学校給食における衛生管理に関する業務を一般企業等に外部委託することにより、衛生管理を図ることが考えられるが、学校給食実施者に新たな財政負担等を強いることとなるため、妥当でないと判断。

＜栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化＞

今回の改正は、栄養教諭による実践的な指導について、学校教育法に規定されている栄養教諭の職務のうち学校給食におけるものを具体的に示すものである。なお、これらの指導については、既に実施されているものである。

仮に、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導について具体的に規定しない場合、専門的な知見を有する栄養教諭を中核とし、学校給食を活用した食に関する実践的な指導の充実を図ることが難しくなり、食に関する指導に期待される教育的効果が見込めないことが想定されるため、妥当でないと判断。

●審議会等における検討結果および有識者等の見解

【中央教育審議会 答申】（平成20年1月17日）

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために、学校全体としての取り組みを進めるための方策について」 抜粋

<学校給食の衛生管理の改善措置>

しかしながら、これらの基準を遵守した学校給食を実施することは市町村や各学校の判断にゆだねられており、関係者の食中毒に対する意識や衛生管理が不十分なため、食中毒が発生している事例も見られることから、より安全で安心な学校給食の実施のためには、学校給食における衛生管理を今後さらに強化していくことが必要である。

<栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化>

栄養教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められている。学校における食育の推進において、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討するとともに、各種研修会をはじめ様々な機会を通じ、その周知を図る必要がある。

【政策評価に関する有識者会議】（平成20年2月5日～12日意見聴取）

- ① 評価結果の記載については、項目を設けるなど工夫すべきである。
- ② 地域活性化の意味も含め、可能な限り「地産地消」を推奨すべきである。
- ③ 地域の協力を得ながら、子ども達に「食」の大切さについて、各自の意識、知識を高めるための取組に直接「参加」させる工夫が必要である。

●レビューを行う時期

5年を目途に検討

●備考

特になし